

『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律案」への  
意見書

様

10月24日に召集された臨時国会において、『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律案の審議が行われますが、この法律案の日本語教育に関する内容について、外国人への日本語教育に長く関わる者として意見を申し上げます。

10月12日には『外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議』で新たな外国人材の受入れに関する在留資格「特定技能」の創設について政府基本方針が示されましたが、日本語教育に関しては具体的な基準が示されず、日本語能力取得のための方策も何らされていません。

過去の外国人受入れ政策では、1990年6月に施行された「出入国管理及び難民認定法」改正において、新たな在留資格として「定住者」が創設され、日系3世までに「活動の制限のない」、つまり労働者としての在留が認められました。しかし制度導入に当たり、日本にルーツを持つ者であれば日本語能力は持っているとして安易に考え、日本語教育についての方策がないまま受入れを行った結果、職場や地域社会での日本人とのコミュニケーションにおいて、誤解や軋轢など様々な問題が生じました。

今回の新法案でも元技能実習生であれば必要な日本語能力は持っているとして労働者として5年の在留を認める等、過去の苦い経験が生かされないまま外国人の受入れを拡大しようとしています。

今回の審議に際し、看護と介護の日本語教育研究会からの提言書を同封いたします。必要な情報や国内外の実際の現場における経験など、看護と介護の日本語教育研究会として、いつでも提供する用意がありますので、何なりとご連絡ください。

平成30年10月24日

看護と介護の日本語教育研究会 代表幹事

首都大学東京 人文科学研究科

教授 西郡 仁朗

jirom@tmu.ac.jp 080-3759-0211